

測量法

1. 案内情報

- 手続名 : 公共測量実施計画書
手続根拠 : 測量法36条
手続対象者 : 公共測量を実施しようとする測量計画機関の長
提出時期 : 公共測量を実施する前
提出方法 : 公共測量実施計画書を作成し、測量計画機関の所在地を管轄する
国土地理院地方測量部または沖縄支所へ提出して下さい。
手数料 : 無し
添付書類・部数 : 測量地域、使用する測量標の位置、基準点の平均計画及び作成する
図郭割等の測量成果を明示した地形図を付図として添付。
1部
申請書様式 : 公共測量実施計画書
記載要領・記載例 : 提出先となる窓口にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 : 北海道地方測量部 011-709-2311
対象地域(北海道)
東北地方測量部 022-295-8611
対象地域(青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県)
関東地方測量部 03-5213-2051
対象地域(茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都
・神奈川県・山梨県・長野県)
北陸地方測量部 0764-41-0888
対象地域(新潟県・富山県・石川県・福井県)
中部地方測量部 052-961-5638
対象地域(岐阜県・静岡県・愛知県・三重県)
近畿地方測量部 06-6941-4507
対象地域(滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山
県)
中国地方測量部 082-221-9743
対象地域(鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県)
四国地方測量部 087-861-9013
対象地域(徳島県・香川県・愛媛県・高知県)
九州地方測量部 092-411-7881
対象地域(福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県
・鹿児島県)
沖縄支所 098-855-2595
対象地域(沖縄県)
受付時間 : 8時30分から17時まで
相談窓口 : 提出先となる各地方測量部・支所

3. 手続情報

- 審査基準 : 公共測量実施計画書に記載された測量の目的、地域、期間、作業量、
精度及び方法等により、技術的助言を行う。技術的助言の内容は、
個々の地域における個々の公共測量なので多種多様になる。
標準処理期間 :
不服申立方法 : (行政不服審査法の規程による。)

公共測量実施計画書

測量法第36条の規定により下記のとおり計画書を提出します。

平成 年 月 日

所在地
測量計画機関 名称
代表者

国土地理院長 殿

測 量 の 目 的		
測 量 地 域		
作 業 量		
測 量 期 間	平成 年 月 日 から 年 月 日	
測 量 精 度		
測 量 方 法		
使用する測量成果 の 種 類 及 び 内 容		
基本測量成果入手年月日		
測量に関する計画者氏名 及 び 測 量 士 登 録 番 号		
測 量 作 業 機 関	名 称	
	測量業者登録番号	
	代表者の氏名	
	所 在 地	
	主任技術者氏名及び 測 量 士 登 録 番 号	
作 業 規 程	書類提出年月日	
	承認年月日	
	承認番号	国国地発第 号
測量標・測量成果の使用 承認申請書提出年月日		
備 考		

記載要領

測量地域欄は、別に地形図を用い、当該測量の測量成果及び当該測量において使用する測量成果の位置関係等を表示すること。

作業量欄は、当該測量の測量成果を記入すること。

測量方法欄は、測量の方法、使用する主な機器等を具体的に記入すること。

備考欄は、測量計画機関担当者の氏名、所属、電話番号等を記入すること。